

第4次島根県住生活基本計画（第6次島根県住宅マスタープラン）【概要】

第1章 背景と役割（P1～）

位置づけと役割

- 県民の住生活の安定及び向上の促進に関する基本的な計画です。
- 島根創生計画の目標実現に向けた住宅施策の基本指針となるものです。
- 市町村が行う住宅施策の基本的指針となるものです。
- 県民に今後推進すべき県の住宅施策のあり方を示し、施策推進への参画を促すものです。

計画期間

令和3年度～令和12年度（10年間）

※社会経済情勢の変化等を踏まえ、概ね5年が経過した時点で見直しを行います。

第2章 住生活に関する施策の基本的考え方(P5～)

住宅施策に係る課題

- 良質な住宅ストックの形成と性能の向上
⇒ 社会情勢の変化、多様化する県民ニーズへの対応
- 脱炭素社会に向けた住宅循環システムへの対応
⇒ 2050年カーボンニュートラルへの対応、環境対策への意識啓発
- 多様な暮らし方に対応する住まいづくり
⇒ 少子・高齢化、持続可能な地域づくり、新たな日常への対応
- 頻発・激化する自然災害に対する住まいへの備え
⇒ 地震、土砂災害、水害等自然災害へのハード・ソフト面での備え
- 住宅セーフティネットの充実
⇒ 様々な住宅確保要配慮者への対応、重層かつ柔軟な支援体制の確保
- 社会変化に対応した住生活産業の発展
⇒ 災害・環境対策など社会情勢に応じた持続可能な住宅市場づくり
- 空き家の適切な管理と老朽危険空き家の除却
⇒ 増加する空き家への対応、除却を含めた総合的な対策の必要性
- 地域特性への配慮
⇒ 景観の維持、県産材の活用など、地域の実情に応じた施策展開

第3章 住生活に関する目標と施策（P11～）

目標1 住み続けられる豊かな住まい・住環境

生活の基盤となる住宅の質を高めるとともに、地域や福祉サービスと連携した住環境を整え、子どもから高齢者まで、多様な世代が安心して住み続けられる住まい・住環境を目指します。

【基本施策】

【具体的施策】

基本施策	具体的施策
1 良質な住宅ストックの形成	1-1 住宅のバリアフリー化・省エネルギー化等の性能の向上 1-2 適切な住宅リフォームの推進 1-3 長期に住み続けられる優良な住宅の供給と流通の推進
2 豊かで災害に強い住まい・住環境づくり	2-1 住宅や建築物の耐震化の促進 2-2 自然災害に対する住宅・住宅地の安全確保 2-3 被災時の住まいの確保と支援体制の整備 2-4 安全で豊かなまちなみの形成・景観保全
3 多世代が支え合う住みやすい住環境づくり	3-1 子育てしやすい居住環境の整備（同居・近居の推進） 3-2 高齢者等が住み続けられる快適な住宅の整備・供給 3-3 小さな拠点づくりや地域包括ケアシステムと連携した住環境づくり

成果指標

基準

目標

・ 耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率	25.4%	H30	10%
・ 高齢者の居住する住宅の高度のバリアフリー化率	12.2%	H30	20%
・ 新築住宅における長期優良住宅の割合	7.0%	R2	15%
・ 島根県被災住宅応急復旧相談員の登録者数	370人	R3	800人
・ 子育て世帯に配慮又は優遇した住宅整備支援制度を設けた市町村数	7市町村	R3	全市町村

目標 2 多様な暮らしに対応できる住環境やセーフティネット

「新たな日常」においても、県民、そして、これから県民となる方、誰もが住みたい場所に安心して住むことができ、自分らしい暮らしを実現することができ、“島根に暮らしてよかった”と思えるような社会づくりを目指します。

【基本施策】		【具体的施策】	
4	移住・定住の推進と多様な暮らし方への対応	4-1 移住・定住者向け住宅の整備・供給	
		4-2 多様な暮らし方（職住一体や二地域居住等）への対応の推進	
		4-3 移住・定住者等への住まいに関する支援体制の強化	
5	重層かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築	5-1 柔軟に対応できる住宅セーフティネット機能の充実（相談体制の整備）	
		5-2 公営住宅の安定供給と性能の向上	
		5-3 空き家等を活用したセーフティネット住宅の推進	

成果指標		基準		目標
・しまね定住推進住宅整備支援事業（改修）による整備戸数		36戸	R2	200戸
・空き家バンク新規登録数		—	R3	4,000戸
・公営住宅の高度のバリアフリー化率		23.1%	R2	30%
・セーフティネット登録住宅を有する市町村数		9市町村	R3	全市町村
・市町村又は地域ごとの居住支援協議会を設立した市町村数		0市町村	R3	全市町村

目標 3 地域資源を活かした持続可能な住宅市場

県民の住生活において、豊かな自然や美しい景観、魅力ある地域資源を最大限に活かすために、住生活産業の発展を推進するとともに、住生活に携わる様々な方々と連携して、持続可能な島根づくりを目指します。

【基本施策】		【具体的施策】	
6	空き家の適切な管理・除却・利活用	6-1 空き家の適切な管理と老朽危険空き家の除却の推進	
		6-2 空き家の利活用による空き家発生の抑制	
		6-3 空き家の流通促進	
7	脱炭素社会に向けた住宅循環システムの推進	7-1 住まいの環境対策に関する県民への意識啓発	
		7-2 環境とエネルギーに配慮した住宅の普及	
		7-3 既存住宅の流通の活性化	
8	持続可能な住生活産業の発展	8-1 県産木材や石州瓦等の県産材料の活用推進	
		8-2 中小住宅生産者等に対する支援	
		8-3 技術者の育成・担い手確保と新技術の活用	
		8-4 社会情勢の変化への対応と住生活産業との連携	

成果指標		基準		目標
・空き家バンク新規登録数〔再掲〕		—	R3	4,000戸
・居住目的のない空き家数		33,200戸	H30	40,000戸程度におさえる
・新築住宅における木造住宅率		76.9%	R2	85%
・一部でも窓が二重サッシまたは複層ガラスとなっている住宅ストックの比率		28.4%	H30	45%
・既存住宅の流通シェア		23.7%	H30	30%

第4章 公営住宅の供給の目標量（P27～）

	10年間（R3～R12）	うち前半5年（R3～R7）
公営住宅の供給目標量	約7,500戸	約5,000戸

第5章 計画の推進に向けて（P29～）

計画の推進に向けた連携体制

本計画に掲げる施策は、県及び市町村において、県民の豊かな住生活の実現に向けて果たすべき役割のもと、島根県地域住宅協議会、島根県建築住宅施策推進協議会、島根県居住支援協議会、建築士や住宅関連団体など、住生活に関わる全ての主体と連携して推進します。